

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年11月10日（平成28年（行情）諮問第674号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行情）答申第103号）

事件名：安全保障法制整備検討委員会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「安全保障法制整備検討委員会に関して『行政文書ファイル等』（平成23年防衛省訓令第15号『防衛省行政文書管理規則』）につづられた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる26文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月2日付け防官文第9233号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

またテーマの重要性を鑑みると、特定された文書は少なすぎると思われるので、更に発見に努めるべきである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して

いるか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

ア 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同年7月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等をやり直すべきである。

イ 「テーマの重要性を鑑みると特定された文書が少ない」との審査請求理由に答えていない。

本件審査請求において、審査を求める理由として「またテーマの重要性を鑑みると特定された文書が少ないと思われるので、更に探索の上、発見に努めるべきである」と申し述べているが、諮問庁は理由説明書でこれに全く答えていない。

諮問庁は、その理由についても説明するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「安全保障法制整備検討委員会に関して『行政文書ファイル等』（平成23年防衛省訓令第15号『防衛省行政文書管理規則』）につづられた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び理由については、別紙2のとおりである。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、審査請求人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分を取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年11月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月22日 | 審議 |
| ④ | 同年12月16日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年5月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年6月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる26文書である。

審査請求人は、原処分を取消し並びに本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書は、安全保障法制整備検討委員会（以下「委員会」という。）に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全てであり、委員会の庶務を担当する内部部局の部署等が委員会の開催に当たって作成又は取得した文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として文書1ないし文書26を特定した。

イ 文書1ないし文書23は本件開示請求の時点までに開催された4回

の委員会の会合のために作成され、又は会合で配布された資料、文書 24ないし文書 26は委員会の設置に係る文書である。

ウ 本件対象文書については、その原稿を内部部局の担当者が電磁的記録として作成したが、作成後に改ざん防止の観点から、紙媒体及びPDF形式の電磁的記録で保存することとし、原稿である電磁的記録については、必要がないため廃棄した。

エ 原処分に当たり、委員会の庶務を担当する内部部局の部署において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、PDF形式以外の電磁的記録及び本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

オ 審査請求人は、「テーマの重要性を鑑みると、特定された文書は少なすぎる」として、更に発見に努めるよう求めるが、本件対象文書が本件開示請求に該当する行政文書の全てであり、本件審査請求を受けて再度行った上記エと同様の探索においても、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有を確認することはできなかった。

(2) 本件対象文書の内容は諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであり、PDF形式以外の電磁的記録及び他の文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

別紙2に掲げる不開示部分には、平和安全法制関連法案の閣議決定、同法の国会での成立及び同法の施行を受けて(それぞれ文書9、文書14及び文書18)、防衛省として取り組むべき研究や課題等について、非公開の場において、委員会の出席者が率直な意見交換を行った内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、平和安全法制関連法案を踏まえた自衛隊の運用に係る態勢等についての防衛省内での未成熟な検討内容及び率直な意見交換の内容が明らかとなり、今後の同種の会合において防衛省内での自由闊達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は，同条5号に該当すると認められるので，同条3号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

- 別紙 1
- 文書 1 第 1 回安全保障法制整備検討委員会議事録
- 文書 2 防衛省における安全保障法制整備の検討について
- 文書 3 安全保障法制整備検討委員会の設置について（通達）（防防防第 9
5 4 7 号。2 6 . 7 . 1）
- 文書 4 第 1 回「安全保障法制整備検討委員会」（平成 2 6 年 7 月 1 日）
- 文書 5 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の
整備について（平成 2 6 年 7 月 1 日 国家安全保障会議決定 閣議
決定）
- 文書 6 7 月 1 日 委員会終了後の委員用応答要領
- 文書 7 第 1 回安全保障法制整備検討委員会 配席図
- 文書 8 （お知らせ）第 1 回「安全保障法制整備検討委員会」の開催につい
て（平成 2 6 年 7 月 1 日 防衛省）
- 文書 9 第 2 回安全保障法制整備検討委員会議事録
- 文書 10 「平和安全法制」の概要（内閣官房 内閣府 外務省 防衛省）
- 文書 11 武力攻撃に至らない侵害への対処（「米軍等の部隊の武器等防護」
除く。）
- 文書 12 安全保障法制整備検討委員会 配席図
- 文書 13 （お知らせ）安全保障法制整備検討委員会の開催について（平成 2
7 年 5 月 1 4 日 防衛省）
- 文書 14 第 3 回安全保障法制整備検討委員会議事録
- 文書 15 委員会開催後関連想定
- 文書 16 安全保障法制整備検討委員会 配席図
- 文書 17 （お知らせ）安全保障法制整備検討委員会の開催について（平成 2
7 年 9 月 2 5 日 防衛省）
- 文書 18 第 4 回安全保障法制整備検討委員会
- 文書 19 安全保障法制整備検討委員会（平成 2 8 年 3 月 2 8 日）
- 文書 20 改正・制定政令一覧，改正・制定省令一覧，改正・制定訓令一覧
- 文書 21 委員会開催後関連想定
- 文書 22 安全保障法制整備検討委員会 配席図
- 文書 23 （お知らせ）安全保障法制整備検討委員会の開催について（平成 2
8 年 3 月 2 5 日 防衛省）
- 文書 24 安全保障法制整備検討委員会の設置について（通達）
- 文書 25 安全保障法制整備検討委員会の設置についての一部改正について
- 文書 26 安全保障法制整備検討委員会の設置についての一部改正について

別紙 2

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 9 及び文書 14	頭撮り終了後の発言者及び発言内容	これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるばかりでなく、他国軍隊等との連携に係る態勢が推察され、我が国と他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するとともに、今後の会議等における率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあることから、同条 5 号に該当するため不開示とした。
2	文書 18	頭撮り終了後の発言者及び発言内容	これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するとともに、今後の会議等における率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあることから、同条 5 号に該当するため不開示とした。